

議案第 6 3 号

前橋市道路標識条例の改正について

平成 2 9 年 6 月 1 4 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市道路標識条例の一部を改正する条例

前橋市道路標識条例（平成 2 5 年前橋市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中

「

非常電話	(1 1 6 の 2)
待避所	(1 1 6 の 3)
非常駐車帯	(1 1 6 の 4)

」

「

非常電話	(1 1 6 の 4)
待避所	(1 1 6 の 5)
非常駐車帯	(1 1 6 の 6)

」

を に、

「

登坂車線	(1 1 7 の 2 - A)
総重量限度緩和指定道路	(1 1 8 の 3 - A)
総重量限度緩和指定道路	(1 1 8 の 3 - B)
高さ限度緩和指定道路	(1 1 8 の 4 - A)
高さ限度緩和指定道路	(1 1 8 の 4 - B)

」

「

登坂車線	(1 1 7 の 3 - A)
総重量限度緩和指定道路	(1 1 8 の 4 - A)
総重量限度緩和指定道路	(1 1 8 の 4 - B)
高さ限度緩和指定道路	(1 1 8 の 5 - A)
高さ限度緩和指定道路	(1 1 8 の 5 - B)

」

を に改

め、同条第 3 項中「(1 1 8 の 3 - A ・ B)」を「(1 1 8 の 4 - A ・ B)」に、「(1 1 8 の 4 - A ・ B)」を「(1 1 8 の 5 - A ・ B)」に改め、同条第 4 項中「(1 1 7 の 2 - A)」を「(1 1 7 の 3 - A)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。